

6.2 情報処理学会一般規則 第3章および付則（改訂該当箇所のみ）

11・5・20 制定

11・7・28 改訂

12・9・27 改訂

現 行	改訂案	備 考
<p style="text-align: center;">第3章 役員および職員</p> <p>（副会長の分掌事項） 第9条 副会長の分掌事項は会長が定めるが、原則として次による。 共通事項 総会，理事会，支部長会議，情報規格調査会総会，電気・情報関連学会連合大会・役員会，事業，国際，その他 分担事項 総務，財務，広報・広告，調査研究，論文，全国大会，教育，表彰，その他</p> <p>（監事の分掌事項） 第10条 監事の分掌事項は、民法第59条の規定に基づき、適時、本会の財産の状況，および役員の実務執行状況の監査を行い、適切な指示を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 役員および職員</p> <p>（会長の職務） 第9条 会長は、<u>定款第17条に定める通り、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。</u></p> <p>（副会長の職務および分掌） 第10条 副会長は、<u>定款第17条2項に定める通り、会長を補佐し、会長に事故あるとき等は、その職務を代行する。</u> <u>副会長の分掌事項は、共通事項(*)を除き、会長が定める。</u></p> <p>(1) <u>中長期的な学会運営企画・政策に関する事項*</u> (2) <u>総務*，財務*，会誌，論文誌，調査研究，情報化*，事業，国際，教育，情報規格調査会等の個々の事業活動に関する事項，その他</u></p> <p>（監事の職務） 第11条 監事は、<u>定款第19条の規定に基づき、適時、本会の財産の状況，および役員の実務執行状況の監査を行い、適切な指示を行う。</u></p>	<p>定款に定める職務を一般規則にも明記した。</p> <p>定款に定める職務を一般規則にも明記し、分掌を柔軟に対応できるよう変更した。</p> <p>定款の規定条項（民法第59条の通り）を追記した。</p>

(理事の分掌事項)

第 11 条 理事の分掌事項は会長が定めるが、原則として次による。

- (1) 総務： 定款・規程，總會，理事会，支部，渉外事項に関する事項，事業計画および事業報告の集約，会員に関する事項，役員選出に関する事項，事務局の人事・待遇，その他の理事の分掌に属さない事項
- (2) 財務： 収支予算および決算，財産の管理・処分，出納および会計管理，本会に対する寄付行為，契約に関する事項，広報に関する事項，その他会計に関する事項，情報規格調査会に関する事項
- (3) 会誌： 会誌の編集，刊行，その他会誌に関する事項
- (4) 論文誌： 論文誌の編集，査読，採否，刊行，その他論文誌に関する事項
- (5) 調査研究： 調査委員会・研究会・研究グループに関する事項，教育の振興・交流・普及に関する事項，委託研究，その他調査研究に関する事項
- (6) 事業： 全国大会および講習会等に関する事項，協賛・後援に関する事項
- (7) 国際： 国際交流，国際会議・講習会，その他国際に関する事項
- (8) 出版電子化： 電子化に関する事項（知的財産権を含む），システムに関する事項，その他の理事の分掌に属さない出版に関する事項

(理事の職務および分掌)

第 12 条 理事は，定款第 18 条に定める通り，理事会を組織し，定款に定めるもの，および総会決議事項以外の事項について決議し執行する。

理事の分掌事項は会長が定めるが，原則として次により，当該分野の活性化を通じて本会目的の達成に努める。

- (1) 総務： 定款・規程，總會，理事会，歴代会長会，支部，渉外事項に関する事項，事業計画および事業報告の集約，会員に関する事項，役員選出に関する事項，事務局の人事・待遇，その他の理事の分掌に属さない事項
- (2) 財務： 収支予算および決算，財産の管理・処分，出納および会計管理，本会に対する寄付行為，契約に関する事項，広報に関する事項，その他会計に関する事項，情報規格調査会に関する事項
- (3) 会誌： 会誌に関する事項，知的財産権に関する事項，その他の理事の分掌に属さない出版に関する事項
- (4) 論文誌： 論文誌全体の企画・調整，Journal の編集，その他論文誌に関する事項
- (5) 調査研究（研究会）： 調査委員会・研究会・研究グループに関する事項，Transaction の編集，受託研究，その他調査研究に関する事項
- (6) 調査研究（教育）： 教育の振興・交流・普及に関する事項（情報処理教育の振興・交流・普及についての調査研究に関する事項）
- (7) 事業： 全国大会・FITおよび講習会等に関する事項，協賛・後援に関する事項，学会の社会貢献に関する事項
- (8) 国際： 国際交流，国際会議・講習会，その他国際に関する事項
- (9) 情報化： 学会の情報化の企画・運用に関する事項

定款に定める職務を一般規則にも明記した。

歴代会長会を明記した。

知的財産権は，機関誌である会誌が基本となること，また出版は会誌単行本の発行を含むものであることから，出版電子化から移行した。Transaction の発行に伴い変更した。

同上

p1.の「1.理事定数の増員」の理由により，教育の研究調査について専属とした。

創設された FIT，および今後，その推進が当会の発展にとって重要と認められる社会貢献を加えた。

今後，その推進が当会の発展にとって重要と認められる電子化について専属とし，表現を改めた。

(役員の交代)

第 12 条 同一業務を分掌する役員は , 会長を除き原則 2 名とし , 毎年その約半数を交代する。

(事務局)

第 13 条 事務局の職務分掌 , 組織 , 職制 , 待遇 , 身分は , 理事会が定める。

付 則

- 1 . この規則は平成 1 1 年 5 月 2 0 日以降 , 定款改訂が文部省認可となった日から施行する。
- 2 . 支部設置規程は , この規則が施行される日をもって廃止する。
- 3 . この規則施行の際 , 現に存在する支部はこの規則により設置されたものとする。
- 4 . 第 8 条 (1) に定めた協力協定締結学会正会員の年会費の適用は , 本規則の施行以後に申し出た者から適用するものとする。
- 5 . 現在設置されている委員会等は , この規則により設置されたものとする。

(役員の交代)

第 12 条 同一業務を分掌する役員は , 会長を除き原則 2 名とし , 毎年その約半数を交代する。

(事務局)

第 13 条 事務局の職務分掌 , 組織 , 職制 , 待遇 , 身分は , 理事会が定める。

付 則

- 1 . この規則は平成 1 1 年 5 月 2 0 日以降 , 定款改訂が文部省認可となった日から施行する。
- 2 . 平成 1 4 年 5 月 2 0 日の改訂は , 定款改訂が文部科学省認可となった日から発効する。
- 3 . 支部設置規程は , この規則が施行される日をもって廃止する。
- 4 . この規則施行の際 , 現に存在する支部はこの規則により設置されたものとする。
- 5 . 第 8 条 (1) に定めた協力協定締結学会正会員の年会費の適用は , 本規則の施行以後に申し出た者から適用するものとする。
- 6 . 現在設置されている委員会等は , この規則により設置されたものとする。